

スポーツ功労者顕彰規程

昭和 4 3 年 1 1 月 1 4 日
文 部 大 臣 裁 定
昭和 47 年 7 月 21 日一部改正
昭和 50 年 5 月 30 日一部改正
昭和 52 年 12 月 7 日一部改正
平成 2 年 12 月 5 日一部改正
平成 5 年 9 月 13 日一部改正
平成 6 年 2 月 28 日一部改正
平成 8 年 12 月 24 日一部改正
平成 13 年 1 月 6 日一部改正
平成 24 年 3 月 2 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 10 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げるなどにより、また、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献することにより、我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成 6 年文部省令第 2 号)第 2 条に基づき顕彰される者を除く。)をスポーツ功労者として顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

(顕彰を受ける者)

第 2 条 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者をスポーツ功労者として顕彰する。

- 1 世界的規模のスポーツの競技会等において優れた成果を挙げた次に掲げる者
 - イ 世界的規模のスポーツの競技会(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を除く。)において優勝した者
 - ロ スポーツの競技会において世界記録を更新した者
 - ハ その他イ及びロに掲げる者と同等の業績があったと認められる者
- 2 前号に掲げる者以外で、選手として我が国のプロスポーツ史上特に優れた成果を挙げた者
- 3 第 1 号に掲げる者又はオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程第 2 条に基づき顕彰される者の指導に特に貢献のあったと認められる者
- 4 次に掲げる者で多年にわたりスポーツの向上発展に貢献した者
 - イ 選手として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ロ 指導者として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ハ イ又はロに掲げる者以外で我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者

第 3 条 前条第 1 号及び第 3 号に掲げる者の顕彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年 8 月 7 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和 4 0 年 5 月 2 4 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

(顕彰状の授与等)

第 4 条 顕彰は、文部科学大臣が、顕彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の顕彰状に併せて、記念品を授与することができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項はスポーツ庁次長が定める。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。